ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、次に掲げるもの

(1)　微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

(2)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(3)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(4)　金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

ハ　ポリ塩化ビフェニル処理物のうち、次に掲げるもの

(1)　イ(1)又はロ(1)に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの

(2)　廃油のうち、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃油一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

○関東地方整備局告示第二百八十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月十七日

関東地方整備局長　深澤　淳志

別表の指定番号七の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中

「イ　柏本部　千葉県柏市東上町八番二十五号
ロ　千葉支店　千葉県千葉市中央区千葉港二番一号
ハ　船橋支店　千葉県船橋市葛飾町二丁目三百四十番地
ニ　大宮本部　埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目四百十二番地三
ホ　越谷支店　埼玉県越谷市南越谷四丁目十一番地一
ヘ　川越支店　埼玉県川越市脇田本町十三番地二十二
ト　熊谷支店　埼玉県熊谷市筑波二丁目四十八番一
チ　埼玉県庁　埼玉県さいたま市中央区下町二十二番地二十一番五号
リ　東京都新宿西新宿二丁目二十五番一号
ヌ　東京本部　東京都千代田区神田須田町一丁目二十二番地二十七号
ル　東京都国分寺支店　東京都国分寺市南町三丁目二十一番五号
ヲ　横浜本部　神奈川県横浜市中区山下町二十二番地
ワ　神奈川県庁　神奈川県横浜市中区本町六丁目五十番一号
カ　相模原支店　神奈川県相模原市南区相模大野八丁目七番七号」

を

「イ　柏本部　千葉県柏市東上町八番二十五号
ロ　千葉支店　千葉県千葉市中央区千葉港二番一号
ハ　船橋支店　千葉県船橋市葛飾町二丁目三百四十番地
ニ　大宮本部　埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目四百十二番地三
ホ　越谷支店　埼玉県越谷市南越谷四丁目十一番地一
ヘ　川越支店　埼玉県川越市脇田本町十三番地二十二
ト　熊谷支店　埼玉県熊谷市筑波二丁目四十八番一
チ　埼玉県庁　埼玉県さいたま市中央区下町二十二番地二十一番五号
リ　東京都新宿西新宿二丁目二十五番一号
ヌ　東京本部　東京都千代田区神田須田町一丁目二十二番地二十七号
ル　東京都国分寺支店　東京都国分寺市南町三丁目二十一番五号
ヲ　横浜本部　神奈川県横浜市中区山下町二十二番地
ワ　神奈川県庁　神奈川県横浜市中区本町六丁目五十番一号
カ　相模原支店　神奈川県相模原市南区相模大野八丁目七番七号」

に改める。

○中部地方整備局告示第百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年六月十七日

中部地方整備局長　八鍬　隆

一　施行者の名称　静岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　東駿河湾広域都市計画道路事業三・五・五十一号原駅町沖線

三　事業施行期間　自平成二十六年六月十七日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　静岡県沼津市原字堀金及び字御殿場地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月十七日

近畿地方整備局長　池内　幸司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後	別	敷地の幅員
近江八幡市上田町字茶屋ノ前一四三番八から同市千僧供町字大橋五八八番一まで	前	一一・四三～一二・二二		メートル
	後	一一・四三～一六・〇六		〇・二四八
				キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第百十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月十七日

近畿地方整備局長　池内　幸司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	和歌山県西牟婁郡白浜町富田字上芝二一五番一から同町十九渕字伊勢谷土手内四八三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年六月十七日